

『山家集』所載贈答歌一対存疑(上)

—『覚綱集』所載覚綱詠歌との関連において—

犬井善壽

△▽

西行の家集の一つ、『山家集』の雑部に、次のような贈答歌が一対、載せられている。

秋ごろ、風わづらひける人をとぶらひたりける返事に

九二〇 きえぬべき露の命もきみがとふ ことのはにこそおきぬられけれ

かへし

九二一 ふきすぐる風しやみなばたのもしみ あきのよもせの露の白玉¹

『山家集』の詞書によって辿りうる、この贈答歌が交わされた経過は、こうである。

ある秋の頃、西行が風邪を患っていたある人に見舞をしたところ、その人から、「きえぬべき」の歌を以って返礼があった。返礼の歌に「みきがとふことのは」とあるところを見ると、西行は、書状もしくは歌を以って見舞ったらしい——ちなみに、尾山篤次郎氏は、詞書から、「訪ひたりといふは手紙にて見舞ひし由。故にその返事があったのなり」とされる²。そこで、西行は「ふきすぐる」の歌を返歌とした。こういう次第である。

二首の歌の意味するところは、後に解釈を試みるとして、この贈答歌は、いま見たように、西行の病氣見舞↓「風わづらひける人」の返礼贈歌↓西行の返歌、という経過があったものとして、『山家集』には収められているのである。

この贈答歌は、数多い西行の家集の中で、『山家集』および松屋本『山家集』のみに載り、³他の西行の家集、

即ち、『別本山家集』『西行上人集』『山家心中集』『聞書集』『殘集』には載らない。また、西行の返歌とされている「ふきすぐる」の歌は、西行の二つの自歌合、即ち『御裳濯河歌合』『宮河歌合』には収められてはいない。それに、諸勅撰集にも、管見の限りでは諸私撰集にも、この贈答歌は撰ばれてはいないのである。

西行とこの贈答歌を交わした「風わづらひける人」は誰であるのか。この問題は、『山家集』のみに載るこの歌の、しかもこれだけの詞書では、判明するはずがなく、これまでの『山家集』の研究においては、追及が完了していない。『山家集』の諸注釈書では、この「風わづらひける人」について言及されることはまずない。米沢図書館蔵興讓館文庫本の『山家集』（外題は『西行法師山家集』）がこの歌の詞書の後に「或人」と補っているように、この「風わづらひける人」が誰であるかは、不明とするはかないのである。

ところが、『山家集』では「風わづらひける人」から西行の許へ病氣見舞の返礼として贈って来たと言われている「きえぬべき」の歌と全く同一の歌が、『覚綱集』に、よく似た事情のもとでの覚綱の詠歌として、収められているのである。その歌とは、

わづらひ侍しころ、ある宮ばらより、御とぶらひのありしかば

六六 きえぬべきつゆのいのもきみがとふ ことのはにこそをきゐられけれ

というものである。詞書はともかく、歌には、『山家集』の九二〇番の歌と全く異文がない。『山家集』の九二〇番の歌と『覚綱集』の六六番の歌は、同一の歌と見なしてよい。

但し、この事実によって、直ちに、『山家集』の九二〇番「きえぬべき」の歌を詠んで西行への返礼歌とした「風わづらひける人」は覚綱である、と断定できる程、問題は単純ではない。というのは、『覚綱集』の詞書によれば、この六六番の「きえぬべき」という歌は、西行の病氣見舞に対する覚綱の返礼歌ではなく、「ある宮ばら」つまり「宮輩」（親王または内親王などの、宮の人々）もしくは「宮腹」（皇女の子）である某の病氣見舞に対する返礼歌として、覚綱が詠んだ歌であるからである。ここに大きな齟齬がある。勿論、西行が「宮輩」もしくは「宮腹」であるのなら、何の問題もないのはあるが。

西行の父親は、西行生存中の文献であり、他の記述から見ても極めて証拠価値の高い、藤原頼長の日記『台

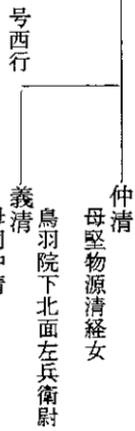
「記」の康治元年（一一四二）三月十五日の条に載る、

西行法師来云……又問年、答曰二十五「去々年出家二十三（割注）」、抑西行、本兵衛尉義清也「左衛門大夫

康清子（割注）」、以重代勇士、仕法皇、⁷

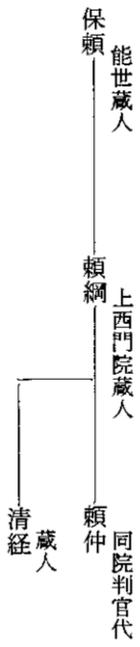
という記事や、少々時代が下り、証拠価値は必ずしも高くはないが、『尊卑分脈』の、

藤成 —……— 秀郷 —……— 康清 使 左衛門尉



によって、藤原氏秀郷流の「佐藤康清」であることが、ほぼ間違いない。

大 井 善 壽
一方、母親の方は、父親の場合程、証拠価値の高い証拠がない。いま引いたように、「尊卑分脈」には、義清つまり西行の母は兄仲清の母と同じとある。その仲清の母の父とされている「堅物源清経」は、川田順氏⁸が、清和源氏能勢氏の清経、『尊卑分脈』で示すと、



を指摘しておられる。しかし、上西門院（文治五年一一八九没、六一才）の藏人である頼綱が父といふこの「清経」では少々年代が下がり過ぎるということ、川田氏自身がその追及を断念しておられ、『尊卑分脈』の記載そのものについて、「この系譜自体厳密な史料批判を必要とする」という目崎徳衛氏の御発言がある程であり、「堅物源清経」については、確定的と言える程の決着はついていない。西行の母方の系譜は不明なのである。但し、「堅物源清経」の名は、先覚が指摘されるように、いくつかの文献に見出せる。

まず、後白河院の『梁塵秘抄口伝集』に、院の今様の師である乙前が語った事として、

堅物清経、尾張へ下りしに、美能国に宿りたりしに、(私乙前へ)十二三にてありし時、目井に具して罷りたりしに、(清経ハ目井ノ)歌を聞きて、「めでたき声かな。如何にまれ、未徹らむむることよ」とて、やがて(目井ヲ)相具して京へ上りて、目井やがて一つ家にいとほしくして置きたりしに、¹⁰

に始まる記事が載っている。「堅物清経」は、今様の名手であったようである。又、藤原頼輔の『蹴鞠口伝集』にも、「堅物清経」の説が引かれている。例えば、「上鞠」という蹴鞠の作法に關して藤原成通が説いたこととされる記事の中に、

淡路入道盛長は三足云々、清経は一足が程の事也云々、¹²

とある、といったごとくであり、他に数箇所引用されている。「清経」は、蹴鞠の達人でもあったらしい。ちなみに、この書には、西行の説も五箇所引用されているのである。

又、源師時の『長秋記』元永二年(一一一九)九月に、興味深い記事が載っている。

三日、夜半、参北殿、御前上乘車出門、下官權中将同車、向源相公六条亭、令同車、天曙間、乗船、下官乗善光寺別当清円船、以円賢船為女房御船、以八幡別当光清船為伊予守船、以上野前司実房船為相公船、自余不能委記……一舟中指二笠、発今様曲、付船漸下過神崎之間、金寿小最、弟黒鶴四艘参会、……¹³

という三日の記事によれば、師時は、兄師頼や女房等と共に、船に乗って、「今様曲」を歌いながら、京から神崎の方へ、淀川を下っているのであるが、翌四日の条に、

四日 自曉、雨止、天快晴、卯時、趣神崎、欲廻鳴尾(嶋尻イ)之処、前行者堅物清経帰云、海雨風寒浪高不能引、不如入江、於江、上乘車馬出□磨大路賽(着イ)彼社者、衆人同此議、下官窺風氣雖可廻□雨□無承引之人、愁被引群如□度路間、源公□反有煩、……酉時、著横(猿イ・広カ)田社、先奉幣、次経供養、……

とある。「堅物清経」が一行の「前行者」つまり案内者を勤めているのである。この日、横田社(あるいは猿田社・広田社)へ参詣した一行は、五日には西宮や南宮に参り、六日には「出神崎、於高浜、召遊君六人纏頭」と

いう次第になり、「宿八幡別当光清木津庄、光清儲珍膳」と相なった、と記事は続いている。神社参詣が第一の目的とはいえ、淀川での船遊びと江口や神崎での遊女遊びも、旅の大きな目的であった、と見てよい。その一行の案内人をつとめた「堅物清経」は、相当に遊び慣れた人物であつたと推測される。

今様・蹴鞠・船遊び・遊女遊び等に長じていた堅物清経が西行の母方の祖父であることから、

衛府官人としての資質を父系から受けた西行は、数奇者としてのそれを母系から恵まれたようである。……私はいさした数奇の通世者としての資質が、外祖父清経からの隔世遺伝によるものと考えたい。¹⁴

と目崎徳衛氏が言われたようなとらえ方が、現今では、広く行なわれているのである。

このように、「堅物源清経」の人物像は少々は判明するが、それにしても、西行の母方の系譜は、不明な点が多いわけである。そうして、西行が「宮輩」つまり親王であるとか「宮腹」つまり皇女の子であつたということ、文献史料は勿論、説話や伝承話としても伝わっていない。ひとまず、西行は宮輩・宮腹にあらず、と判断せざるをえないのである。

こういうわけで、『山家集』の「きえぬべき」という歌を詠んだ「風わづらひける人」を、単純に、覚綱であるとは断定できないのである。ここに、「きえぬべき」の歌を贈られた人が「ある宮ばら」と西行と齟齬するといふ問題が生じて来る。以下、『山家集』に載るこの「風わづらひける人」と西行との贈答歌と『覚綱集』に載る覚綱詠歌をめぐるいくつかの問題を検討し、現在見る形の『山家集』の形成について私見を示したいと思う。

いま、西行は宮輩・宮腹にあらずとして論を進めることにした。しかし、この『覚綱集』の記載が証拠の一つになって、他の証拠を合わせて、西行は宮輩あるいは宮腹であると証明できるのかも知れない。ただ、それには、証拠価値の高い外部徴証と『山家集』における内部徴証とによる論理則に則った証明と、覚綱が家集の中で西行を「宮ばら」と呼ぶ理由の経験則に照しても妥当と言える説明が必要である。それは、稿者には荷の勝ち過ぎる課題である。しかも、西行が宮輩・宮腹であると立証されたなら、従前の西行研究は、特にその伝記研究とそれを基盤とする作品研究は、大巾な書き変えを要することになる。これは、稿者の手に負えない問題である。

ひとまず、従前の考え方に従って論を進めることにする。但し、先程の事実はさような問題をもはらんでいる、とは申し添えてもよい。

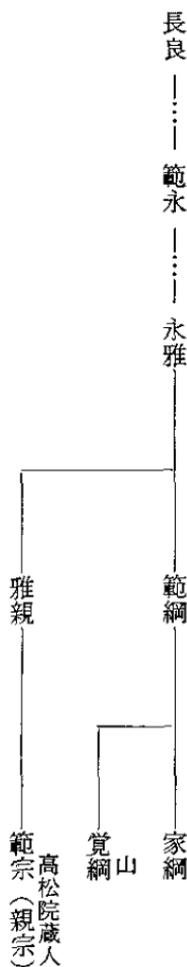
△二▽

最初に、『覚綱集』の六六番の歌が覚綱の詠歌であるか否かについて、吟味する。

まず、覚綱という人物について整理しておく必要がある。しかし、この人物の履歴等の詳細は判然としない。この覚綱は、治承四年（一一八〇）五月以前に行われたはずの『三井寺山家歌合』に出詠しているのであるが、その宮内庁書陵部蔵本の「作者注」に、

大法師覚綱 大夫公 馬助入道範綱子（割注¹⁵）

とある。これが、『覚綱集』という家集を持つ、歌人でもある覚綱なる人物の履歴の唯一の文献史料である。これによって初めて、藤原氏長良孫の、『尊卑分脈』で示すと、



という系譜を辿ることができるわけである。覚綱は、和歌六人党の一人藤原範永の四代の孫の範綱の子であり、代々歌人の輩出した家の出であることが判明するのである。

但し、『尊卑分脈』の「山」は保留としておきたい。というのは、『残欠本僧綱補任』¹⁶にも「覚綱」という名が見えるのであるが、その寿永二年（一一八三）の条に、

覚綱 律師。仁。宮内卿。卅八年。

とあるからである。この「覚綱」が範綱の子の覚綱と同一人物であるか否かは、判然としないが、こちらには仁

和寺の僧とある。寿永二年に三十八才というから——二年後の元暦二年（一一八五）の条にはそのまま二才ずれて「四十」とある——、久安二年（一一四六）生れである人物というわけで、年令の点では、治承四年五月以前の『三井寺山家歌合』に出詠した覚綱と矛盾はしない。あるいは、同一人であるかも知れないのである。

範綱の子の覚綱とこの「覚綱」が別人であるなら、覚綱の生没年は、現在の資料条件では、判然としない。

『覚綱集』によれば、こちらの覚綱は、賀茂重保（一一一九—一九二一）、鳥羽院皇女高松宮（一一四一—一一七六）、天台座主覚忠（一一八一—一一七七）、天台座主公顯（一一二一—一九三三）、俊恵（一一三一—一九五以前）、小侍徒（一二〇一存命）の娘の大宮左衛門佐、馬助敦頼（道因、一〇九〇—一二七九頃）の子の敦仲などとの交流がある。それに、前述の治承四年五月以前に行われた『三井寺山家歌合』に出詠しているという事実がある。これらを併せ考えると、覚綱は、西行（天永元年一一八一—文治五年一一八九）とほぼ同時代に生きた人物であることがわかる。

この覚綱の家集である『覚綱集』の伝本は、現在、宮内庁書陵部蔵の写本一本が知られるのみである。桂宮本叢書第三卷所収の『覚綱集』の解題¹⁷によると、

延暦寺の僧覚綱の家集（五〇一・七三）。……江戸初期の書写本。……歌は総じて一〇五首（内他人歌五首、又数首の欠脱が認められる）、部立はないが、四季・恋・雑・哀傷・述懐の順に排列されてゐる。この集は他に全く類本なく、……

とある。また、『私家集大成中古』所収『覚綱集』の「解題」¹⁸において、斉藤照子氏は、「寿永百首家集の「か」と言われた。この件に関しては、早く松野陽一氏や森本元子氏に御研究があり、井上宗雄氏²⁰が、寿永百首家集諸集に関する詳細な分析から、

覚綱集は治承末頃までの歌がおさめられ、寿永百首家集である事を否定する材料はなく、まずその一集であるのは間違いないであろう。

と考証しておられる。現今では、この『覚綱集』が、賀茂重保が『月詣集』撰集のために三十六人の歌人に賀茂別雷社へ奉納を依頼した、いわゆる寿永百首家集であることは、大方の認めるところとなっている。ちなみに、

後述するように、『月詣集』には覚綱の歌が十首撰ばれているのだが、その内の六首までが、この『覚綱集』所載の歌なのである。

『覚綱集』は寿永百首家集の一つである。従って、他の寿永百首家集同様、覚綱自撰の家集ということになる。しかも、賀茂別雷社に奉納する集であるから、その記載が杜撰なものであったとは考えられない。『覚綱集』に記された内容は、まず信用してよからう。

但し、自撰家集であるというだけでは、『覚綱集』の六六番の歌を詞書のまま信用してよいということにはならない。やはり、この歌の信憑性を吟味する必要がある。

六六番の詞書に「わづらひ侍しころ」とある。歌に「つゆのいのち」と「露」が詠み込まれているのは、勿論「露命」という語をやわらげる意図があつてのことではあるが、やはり、秋という季の点も関わつていゝと考へるべきであらう。いかような病氣であるかは分明ではないにしても、六六番の歌をこのように見ると、実は、『覚綱集』には、同じ病氣の折の詠かとさえ思える歌が、他にも載るのである。その歌というのは、

わづらひはべりし比、とふべしと思し人のとはざりしかば、つかはし

六九 むさしのゝ草葉の末をむすばずは 露のうらみをかけざらましを

である。この歌が、覚綱が人の見舞を期待する程の病氣であることを素材としてゐる点、秋の「露」を詠み込んでいる点、これらを併せ考えると、問題の六六番の「きえぬべき」の歌は、これと同じ病氣の折の詠歌と見えなくはない。同時に詠まれた歌ではないとしても、六六番の歌は覚綱にとつて事実であつた、と判断しても、大きな誤りにはなるまい。

いま一つ、六六番の歌の詞書に、「ある宮ばら」から病氣見舞があつた、とある点も、見逃せない。「ある宮ばら」が誰であるかは後の問題として、『覚綱集』には、他に、

ある宮ばらにて、連歌あるべしとて、人くさぶらひしに、郭公の鳴しかば、やがて是を題にて
歌さぶらうべしとして、ゆふべの郭公ひむがしへゆくと言ふことを

七六 ほととぎす過行かたをながむれば 月をまつとや人は見るらん

という歌が載る。覚綱に「ある宮ばら」つまり宮輩もしくは宮腹との交流があったことは、これで確認できる。それも、連歌や和歌の方面での交流があったわけであるから、六六番の、その人の病氣見舞に歌を以って返礼をしたというのは、それが当時の知識人との常識的な作法であったにせよ、覚綱にとって、間違いない事実であったと認めてよからう。

いま、六六番の歌の詞書に記されている「わづらひ侍しころ」と「ある宮ばら」という事柄について、『覚綱集』所載の他の歌によって、それが事実である可能性を吟味したわけであるが、いま一つ、詞書の語法の面からも、その蓋然性が確認できるのである。

六六番の詞書は、「侍しころ」「ありしかば」と、書き手・話し手の直接経験の回想を示す助動詞「き・し・しか」を用いて叙述されている。「わづらひ侍しころ」の事実性を確認した六九番の歌も、「ある宮ばら」との交流を確認した七六番の歌も、この助動詞によって叙述されていた。この事実は、重視してよいと思われる。

実は、『覚綱集』の詞書には、「けり」叙述と「き・し・しか」叙述との双方が見られる。しかし、それは、かなり厳密な使い分けがなされているのである。「けり」は、

旅宿に春立といふことを、よみはべりける（一番詞書）

のように、題詠歌の歌題を示し、それを「詠み侍りける」「詠みけるに」と「けり」で叙述するのである。他に、三番・四番・六番・一番に、これと同様のことが見える。これらが全て、四季の題詠歌であることは、注意してよい。一方、「き・し・しか」の方は、

ながたにの大僧正御房、うたよみて奉れとて、すゞりとかみとをたまはせたりしかば（六一番詞書）

といった具合である。この六一番以後が「雑」にあたり、ここから末尾の一〇五番まで、桂宮本叢書の解題にあるように、雑・哀傷・述懐と整理して歌が配列されているわけであるが、この内、題詠歌である七三番・七九番・一〇一番・一〇二番を除く、非題詠歌は、問題の六六番の歌を含めて、全て、「き・し・しか」で叙述されているのである。「ある宮ばら」との交流を確認した七六番は、題詠歌ではあるが、その題詠歌を詠むに至った経緯が「き・し・しか」で叙述されているわけであるから、問題はないといってよい。

もつとも、集中の詞書の中には、「けり」と「き・し・しか」の双方を用いて叙述する、

人をゝたちかれたりし晝にもなりにけり、とりのなきしかば（八〇番詞書）

忠国阿闍梨、俊恵がもとへつかはしけるふみを、しげやすがいゑにて、うはがきを見て、ひらきてみれば、
歌ありしかば、つかはし侍し（一〇五番詞書）

という例もあるが、前者は詠嘆の「けり」、後者は伝聞の「けり」で、共に「とりのなきしかば」「歌ありしかば」、「つかはし侍し」という「き・し・しか」叙述に詠歌事情が集束されている。これらは「けり」と「き」の混乱ではなく、むしろその使い分けが厳密に行われていることを示している。こう見ると、「き・し・しか」で叙述されている六六番の歌は、覚綱が直接体験した、つまり、実際にあった事実と判断しても、誤りにはなるまい。

『覚綱集』は、現存する伝本は江戸初期の一本ではあるが、寿永百首家集の一であり、従って、覚綱の自撰家集と見てよい。神に奉納する集であるから、その記載が杜撰であるはずはない。このような集の外側の証拠から、『覚綱集』はかなり信頼できそうである。加えて、その集に、「わづらひはべりし比」の歌や「ある宮ばら」との交流を示す歌が他にも見られること、しかも、問題の歌を含めて、それらが「き・し・しか」で叙述されていること、これらの内部徴証から、『覚綱集』の六六番の「きえぬべき」という歌が、その詞書の記載のとおり、「わづらひ侍しころ、ある宮ばらより、御とぶらひのありしかば」覚綱が詠んだ、病氣見舞への返礼歌であることは、ほぼ間違いないと言つてよからう。

△三△

『覚綱集』の六六番の歌は覚綱の詠であることが明らかに、その詞書の記載は信用してもよいことも証明できた。従つて、問題は『山家集』の方にあることになる。つまり、『山家集』の九二〇番の詞書の、西行が「風わづらひける人をとぶらひたりける返事に」その「風わづらひける人」から「きえぬべき」の歌が贈られて来た、という記載を信用してよいかという問題である。以下、数節にわたり、この問題について、検討を試みる。

先ず、本節では、『山家集』の記載が誤謬である可能性があるか否かを検討してみる。

『山家集』の九二〇番の「きえぬべき」という歌は、『覚綱集』によつて、「ある宮ばら」への覚綱の返礼歌

であって西行への返礼歌ではないことが明らかなのであるから、誤謬と見てもよいわけであるが、『山家集』にこれに類した詠者の誤謬が他には皆無であるのなら、それが状況証拠になって、この歌も必ずしも誤謬とはいえないことになる。

しかし、『山家集』には、詠者を誤ったかと思われる歌が、他にも載るのである。その一つは、谷山茂氏が指摘された事実である。谷山氏は、『山家集』の恋部に載る、

恋 (但シ、六五三番詞書)

六五九 なにゆへかけふまで物をおもはまし 命にかへてあふ世なりせば

が、『治承三十六人歌合』では、初句に「何せんに」という異文はあるにせよ、平経盛の歌とされている、という事実を指摘され、この歌の詠者に関して、

あるいは経盛のために代作したのであろうか。それとも、偶然的類似か、実は経盛の歌なのか。今しばらく存疑の歌とすべきである。

と言われ、いくつかの御論考において、この事実について言及しておられる。稿者も、氏の御論考に導かれつつ、この件について吟味を試み、この歌は経盛の詠歌であって『山家集』の記載が誤謬であること、『山家集』が最初に誤謬を犯し、それが、『別本山家集』六三一番、『万代集』一九五九番、『続古今集』一〇六九番、『西行上人集』李花亭文庫蔵本「追加」七三五番と継承されたこと、を論証したことがある。拙論が状況証拠によってこの歌を経盛詠としたことと『山家集』を他撰と断定したことについて久保田淳氏から御批判を賜わり、この歌を経盛の詠歌と判断したことの限界について稲田利徳氏から御注意を賜っており、いま一度、吟味を試みたいと考えているが、現在のところ、この『山家集』の六五九番の歌が詠者の「存疑の歌」であることは、動かないのである。

いま一つは、日本古典文学大系『山家集』の注釈と有吉保氏の『歌仙落書』の注釈の作業を通じて指摘された事実である。有吉氏は、『歌仙落書』の「登蓮法師 八首」の内の一首、

海辺月

一〇一 清見鴻月すむよはのうき雲はふじの高ねの煙成けり²⁶
 について、その頭注において、次のように指摘しておられる。

統拾遺秋下三一、山家集（国歌大観本七三〇三）「海辺月」西行歌として見ゆ。不審。

氏の御指摘のとおり、この歌は、『統拾遺集』に、「月歌の中に」の詞書のもと登蓮法師の歌として、また、『玄玉集』一九八番にも登蓮の歌として、入集しているが、『山家集』の秋部においては、西行の歌として、

海辺月

三一九 きよみがた月すむ空のうきくもは 富士のたかねのけぶり成けり

と『歌仙落書』と同じ形で載る。氏は、『歌仙落書』が登蓮歌とするこの歌を『統拾遺集』は同じであるが『山家集』は西行歌とするという事実から、「不審」即ち詠者は審らかならずとされたわけだが、これは『山家集』の本文の「不審」でもあることになる。久保田淳氏が、前掲拙論に関する御批判の中で、「登蓮作と西行作との酷似、というよりはこれ亦同一歌の異伝とも見られるケースとともに、時評子自身は……なお結論を保留したい」と言われたが、『山家集』の「きよみがた」の歌の詠者は、なお「不審」なのである。

このように、『山家集』には、少なくとも現在見る形の『山家集』には、他人の詠歌を西行の詠歌と誤ったものかと疑うことのできる歌が載るのである。かような事実を知ると、問題の九二〇番の歌は、いま見た詠者存疑歌とは少々趣きを異にし、贈答歌における西行への贈歌の詠者の存疑ではあるが、誤謬である可能性が無いわけではないのである。

現在見る『山家集』が詠者存疑歌を他にも載せるという状況証拠から、九二〇番の歌の詠者である「風わづらひける人」を疑ってみたわけだが、いま一つ、現在見る『山家集』の本文が必ずしも西行の意図した本文のままではない、という状況証拠を示してみたい。

管見の伝本は多くはないが、現存の『山家集』のほとんどの伝本に、十箇所、左注もしくはそれに準ずる本文がある。その内、例えば、一〇一・二番の贈答歌に付された、

わかき人々ばかりなん、をいにける身はかぜのわづらはしさに、いとはるゝ事にてとありける、やさしくき

こえけり

のような左注は、直前の歌の補足説明や感想であり、現存の『山家集』の本文の成立について疑問を挟む材料とはならない。七四九・八〇二・八一四・一一二九・一一六四・一三七七の歌に付された左注は、そういう内容の、そういう性質の左注である。しかし、中には、この集の現存本文の成立にまで関わりかねない内容を持つ左注が、いくつも見られるのである。その一つは、九二八番の左注である。その歌は、「かぜわづらひて、山でらにかへるけるに、人／＼とぶらひて、よろしくなりなばまたとくと申侍けるに、おの／＼の心ざしをおもひて」という詞書のもとに載る五首の歌であるが、その左注に、

かへしどもありけり、きよおよばぬ(諸本「ね」)はかゝず

とある。この集が、西行の自撰自筆の本を原本とし、その現存諸伝本が書写性本文変化²⁶のみの書承によるものであるなら、かような左注はありえない、と言ってよからう。

似たような例に、一二四一番から一三五〇番までの「恋百十首」の後に付された、

この歌、題も、又人にかはりたることどもありげなれどもかゝず

この歌ども、やま(さ)となる人のかたるにしがひてかきたるなり、さればひがごとどもや、むかしいまのことよりあつめたれば、ときをりふしたがひたることども

がある。特にその前半は、さきの九二八番の左注と共通するところがある。『山家集』は、現存本に至る間に、西行とは別なる編著者による著作性本文形成²⁸があったと見える。

いま一つ、これは、左注というよりも、校合ともいうべき性格の本文であるが、一三六九番の歌の後、一三七〇番の詞書の直前にある、

又、ある本に、

という本文も、現在見る形の『山家集』が成立当初のままの本文ではないことを示している。

いま掲げた三つの左注は、『山家集』の成立を論じる折には、必ずと言ってよい程、引合いに出されるものである。例として、この集に関する最も最近の成果の一つである、新潮古典集成『山家集』²⁹の頭注に示された、後

藤重郎氏のお考えを、順に掲げてみる。

○この左注は後人の添加とする説があり、『山家集』の成立を考える上で重要。

○一「恋百十首」を指すか。二「人に代りたる」（人の本と変った）、「人に代りたる」（代作）説がある。

三「ありげ」とあり、他人の筆であることがしられる。四「恋百十首」か『山家集』全体か不明。

五「……僻事どもや」までが一三三八の後におかれ、「この歌ども」「むかしいまの事……ことども」のない本もあり、「恋百十首」の左注としては「この歌、……書かず」のみあったのが古形に近いとも考えられる。（一……五ハ頭注ノ番号）

○ある本からの校合による増補を示す。どこまでか不明だが、或いは一三七〇・一三七一か。「ある本」は不明。

返歌を「きよおよばねばかゝず」と言い、「題も、又人にかはりたることどもありげなれどもかゝず」と言い、「又、ある本に」と言うのは、どう見ても、後藤氏の言われるとおり、現在見る形の『山家集』には「後人の添加」や「他人の筆」や「不明」の「ある本からの校合による増補」があった、と考えざるをえない。この集の左注等に関しては、諸伝本の本文調査との関連において吟味し、別に私見を報告する所存であるが、それらは、現在見る形の『山家集』が他撰であることを示す証拠の一つである、とは言えそうである。もっとも、その他撰が行われた折に先程見た詠者誤伝歌もしくは詠者存疑歌が生じた、という、誤謬と左注との相互の関連は、いまのところ、あるともないとも言えないのではあるが。

以上のように、現在見る『山家集』には、詠者存疑の歌が、僅かに二首とはいえ、他に載る。状況証拠に過ぎないにせよ、これは、問題の九二〇番の歌の詠者つまり「風わづらひける人」が誤謬であることの可能性を示している。それに、現存『山家集』に見られる左注の中に、この集が現在の形に定着するまでに後人による添加・西行とは別人の筆の伝本の関与・別なる本による増補などがあったことを窺わせるものがある。現存『山家集』の本文は他撰である、ということである。これも、状況証拠からの判断に過ぎないが。

詠者存疑歌が載るのは他撰であることによる、とまでは、現在とて言えないにせよ、『山家集』の現在の本

文は、全てを信用してよいとは言えない。問題の九二〇・一番の贈答歌一対も、誤謬である可能性はある。状況証拠からは、その可能性はかなり大きい。

△四▽

『山家集』の九二〇番の歌が誤謬である可能性はあるということが明らかになってきた。しかし、『覚綱集』の六番の記述によって「きえぬべき」の歌が覚綱の詠であることは間違いないにしても、『山家集』の九二〇番の本文もそれなりに誤謬ではない、という可能性が、無いわけではない。本節においては、その可能性について吟味してみたい。

まず、覚綱が「ある宮ばら」に贈った歌と、「風わづらひける人」が西行に贈った歌とが、偶然に一致した、という考え方が成り立つ。そうして、その可能性は皆無ではない。しかし、これは、あらゆる可能性を論理則と経験則に則って吟味し、その結果、全ての可能性が打ち消された後に、最後に残った可能性ということにすべきであって、安易にそういう結論に至るべきではあるまいと思う。稿者は、いまは、偶然の一致は考えないことにする。

次に、西行が「ある宮ばら」の代わりに覚綱に書状もしくは歌で病氣見舞をした、という可能性が考えられる。ちなみに、『山家集』に限っても、十二回三十六首、西行は他人に代って歌を詠んでいる。しかも、西行と覚綱は同時代に生きていたのであるから、この可能性も皆無ではない。しかし、それでは、覚綱が西行に返礼歌を贈ることは不自然である。しかも、それに対して西行が返歌を返すのも不自然である。仮りに代わりの見舞いであっても、「ある宮ばら」が返歌をする、少なくとも、そういう形をとるのが自然であろう。それに、代作であれば、『山家集』において、それが明記されてもよいはずである。なにしろ、『山家集』には、十二回三十六首もの歌について、代作であることが明記されているのであるから。こう考えると、西行の代作の可能性も、ひとまず考える必要はあるまい。

次に考えられるのが、全くの勘違いであれ意図的な操作であれ、結果的に剽窃となったという可能性である。

これには、覚綱が「ある宮ばら」へ「きえぬべき」の歌を返礼歌として贈り、それが何らかの経緯があつて「風わづらひける人」の知るところとなり、その人が西行への返礼歌にそのまま用いた、という場合、つまり、『覚綱集』の記載の型から『山家集』の記載の型への場合と——これはあくまでも型であつて、『覚綱集』から『山家集』へ誤られたという意味ではない——、これと正反對の、「風わづらひける人」から西行へ贈られた病氣見舞の返礼の「きえぬべき」という歌が、何らかの経緯によつて覚綱の知るところとなり、それを覚綱が「ある宮ばら」の病氣見舞への返礼歌に借用した、という場合、つまり、『山家集』の記載の型から『覚綱集』の記載の型へとの——これも型である——、両様が考えられる。前者の可能性を否定する材料を持ち合わせておらず、稿者は、この可能性はあると考える。それに対して、後者の可能性は、『覚綱集』が賀茂別雷社の神へ奉納するために編まれた集であることを考慮すると、まずありえない。当時の人々の神への敬虔と畏怖の念は、証拠を列挙して説明する必要などあるまいと思う。

同一の歌について、贈られた人物は別々であり、贈った人物の一方は不明で「或る人」としか言いようがない、文献によつてかような異なった記載になつてゐる歌の場合、最も可能性の高いのが、同一の歌を別々の人に贈つた、ということであろう。『覚綱集』の六六番の歌と『山家集』の九二〇番の歌の場合言えば、覚綱が、病氣見舞の返礼として、「きえぬべき」の歌を、「ある宮ばら」へも西行も贈つた、という可能性である。

同一の歌を別々の人に贈るといふ例は多くない。しかし、例えば、『林下集』に載る、

としのくれに、左京大夫としなりのもとへつかはしける

一八五 としくれぬおのくいそぐみちならで わかのうらにもゆくこゝろかな

返事

一八六 としくれてをいゆくすゑをおもふにも わすられめやはわかのうら浪

をなじうたを、こじぶうがもとへつかはしたりしかば

一八七 としのゆくすゑはものうしいざくらば 我もをなじきわか30のうらちへ

のような例もある。意圖的に同じ歌を別々の人に贈るか止むをえずそうするかは、個々の場合で違おうが、かよ

うな例があるという事実は、問題の「きえぬべき」の歌の受け手が『山家集』と『覚綱集』とで一見齟齬するこの例にもその可能性がある、とは言える。

こう考えると、「きえぬべき」の歌を覚綱が「ある宮ばら」と西行の双方に病氣見舞への返礼歌とした、という可能性も極めて高い。但し、この場合、『山家集』がなぜ「覚綱」の名前を明示しなかったのか、という疑問が残る。勿論、『山家集』は「人」の固有名詞を全て明記しているわけではないから、この疑問はまず解けない。しかし、この疑問が解決されたならば、覚綱が「ある宮ばら」と西行の双方にこの歌を贈ったということは、可能性が高いどころか、蓋然性が強くなる、とは言えそうである。そうして、稿者が本稿において「存疑」とした事柄は存疑ではないことになり、今後の『山家集』の注釈は、

この贈歌、『覚綱集』六六番に「ある宮ばら」の病氣見舞への覚綱の返礼歌として載る。「風わづらひける人」とは、その覚綱。覚綱は、西行と「ある宮ばら」の双方へこの歌を返礼として贈ったのである。

とでも注記すれば、一件落着ということになる。本稿もまた、ここまでの検討で、一切を終了してよいことになる。しかし、これは、いくつかの可能性の中の一つでしかない。

もう一つ、可能性がある。筑波大学大学院の福田孝君から教示を得たのだが、いま想定した、同一の歌を別人にも贈ったという可能性と、先程想定した、結果的にみて剽窃になったという可能性とが複合した型で、覚綱は西行に病氣見舞に対する返礼として「きえぬべき」の歌を贈ったが、家集を編む際に、その歌を「ある宮ばら」への返礼歌と勘違いして収めた、という可能性である。先には否定した『覚綱集』における誤謬の可能性を肯定した上での『山家集』の正当性を想定する考え方である。この可能性も、皆無ではない。しかも、これも、『覚綱集』が賀茂別雷社への奉納の集であることを考えると、可能性は低い。それに、全くの勘違いは、偶然の一致と共に、考えないで、検討を試みてみたい。

『覚綱集』の六六番の詞書の記載は信用してよく、しかも、一見齟齬するようではあるが、『山家集』の詞書の記載もそれなりに誤謬ではない、という可能性があるかを探ってみた。その結果、二つの可能性が、否定できずに残った。一つは、覚綱から「ある宮ばら」へ贈った「きえぬべき」の歌を、如何ような経緯があったかは分

らないが、「風わづらひける人」が知り、その人が西行への返礼歌とした、という可能性である。いま一つは、覚綱が「きえぬべき」の歌を「ある宮ばら」と西行との双方に病氣見舞の返礼歌として贈った、という可能性である。『覚綱集』の六六番の詞書の記載も、『山家集』の九二〇番の詞書の記載も、共に誤謬ではないのなら、いま示した二つの可能性のいずれかが事実であろうと思う。偶然の一致や全くの勘違いであるのなら、話は別であるが。

覚綱の詠であることが間違いない「きえぬべき」の歌が、『山家集』と『覚綱集』の双方に収められており、その一方の贈り手は不明であり、その受け手に齟齬がある、という事実をめぐって、二節にわたり、吟味を試みた。その結果、いくつかの可能性が判明した。

一つは、『山家集』の誤謬の可能性である。この集には、他にも詠者を誤ったかと思われる歌があること、この集の殆ど全ての伝本に共通する左注の中に現在見る形の『山家集』が他撰であることを示すものがあること、これらを合わせ考えると、現存『山家集』は、たとえもともとは自撰であるとしても、西行が編んだそのままの姿を保持しているとは言えそうにない。九二〇番の歌は、そうして、九二一番の歌を併せた贈答歌は、他撰家集における編者あるいは後の改訂者が犯した誤謬である、という可能性があるわけである。

一方、『覚綱集』の記載が正しいにもかかわらず、『山家集』の本文もそれなりに誤謬ではない、という可能性がないわけではない。これには、いくつの場合が想定できるのであるが、偶然の一致や全くの勘違いということはここでは問題にしないとして、『覚綱集』に記載された型から『山家集』に記載された型へ、結果的に剽窃となったという可能性と、覚綱が同一の歌を「ある宮ばら」と西行の双方に贈ったという可能性との二つの可能性は、現在のところ、否定する材料がない。そうして、そのいずれの場合であっても、誰かの、つまり、前者であれば「風わづらひける人」の、後者であれば覚綱の、意図的な操作が加わっていることになるわけで、これ以上、詮索のしようがないことになる。

『山家集』の雑部に載る、九二〇・一番の贈答歌は、以上のような意味において、「存疑」の歌なのである。

贈歌の詠者の存疑、贈歌の受取り手の存疑、あるいは、詠者が意図的に同一歌を別人に贈ったか否かの存疑、誰かが剽窃を行ったか否かの存疑、このようにいろいろの疑いがある贈答歌なのである。もし『山家集』の記載が誤謬であるのなら、これは、当然、この集の誤伝歌になる。『山家集』の記載が誤謬を犯したものでないとしても、それはそれで、何故に見えすいた剽窃をしたのかという、別なる疑いが生じてくる、そういう存疑の歌なのである。二節にわたる吟味と検討では、『山家集』と『覚綱集』の間に見られる齟齬の決着はつかなかった。「存疑」の意味と残された可能性とが明らかにになったに過ぎない。しかし、これはこれで、無意味な吟味でもあるまいと思う。

〱五〱

『山家集』の九二〇・一番と『覚綱集』の六六番との間の齟齬について検討した結果、『覚綱集』の記載は正しいこと、『山家集』には誤謬の可能性も誤謬ではない可能性もあること、が明らかにできた。これ以上は、『山家集』と『覚綱集』の双方に載る「きえぬべき」の歌の吟味のみでは、有効性のある論証は望めない。そこで、観点を交えて、『覚綱集』の詞書にある「ある宮ばら」を追及することから、この問題を検討してみたい。これまで、『覚綱集』の六六番の「宮ばら」について、「宮輩」であるとも「宮腹」であるとも、決着をつけずに済ませた。また、その「宮ばら」が男性であるのか女性であるのかという問題も、不問に付してきた。そのあたりから検討してみることにする。

覚綱は西行とほぼ同年代の人物である。そこで、西行在世当時の諸家集に見える「みやばら」の例を吟味し、「宮輩」か「宮腹」か、男性か女性かについて、検討してみる。

まず、平忠盛（永長元年一〇九六—仁平三年一一五三）の『忠盛集』の広本系³¹に、

ある宮原のめのもとへ、五月五日つかはしける

一三一　をくやまのみぬまにあふるあやめぐさ　いかでかねをば袖にかくらん

とある「宮原」は、「宮輩」か「宮腹」か、男性か女性か、判然としない。敬語表現がとられていないところを

見ると、「宮原のめ」は、「宮輩」もしくは「宮腹」に仕える「女」と見てよからう。「宮輩」、あるいは「宮腹」である「女」ではあるまい。その「女」を「をくやま」の「あやめぐさ」と歌ったのである。

清輔(長治元年一一〇四—治承元年一一七七)の『清輔集』の「みやばら」二例の内、

宮原に侍ける女に、草の葉に書きてさし入ける

二八六 いかによむにひはひまさすこひ草の しげらぬほどにあふよしもがな³²

は、「宮原」に侍している「女」とも、「宮原」である「女」ともとれる。そうして、その「宮原」が「宮輩」であるのか「宮腹」であるのか、男性か女性か、不明である。しかし、

宮ばらなる女の、なさけなきけしきなりければ、いひやりける

三〇〇 あはれをもかけてやみにし白浪の なごりをしのぶわれやなになり

かへし

女

三〇一 あだによる浪の心をわくからに あはれしらぬになりけるかな

は、「宮ばらなる女」とあり、敬語表現もとられておらず、「宮輩」ではなく、「宮腹」である「女」と見てよい。これによって、二八六番の「宮原」も、「宮腹」である女性であると判断してよからう。

頼政(長治元年一一〇四—治承四年一一八〇)の『源三位頼政集』³³には、「ある宮ばらなる女房」「ある宮ばらの女房」との歌のやりとりが、都合三回載せられている。

ある宮ばらなる女房に申かたらひて、時々まかりかよひける程に、あしわけなる事やありけん、

久しうまからざりしかば、二月のついたちごろ、梅の枝につけてつかはしける

一六 きまさずはさてもちりなん梅がえの なほまちがほに匂ふさま見よ

かへし

一七 梅の花ちらばちらなんちりて後 それゆえならでゆかんとおもへば

の「ある宮ばらなる女房」は、「なる」から、「宮腹」である「女房」と見てよい。又、

ある宮ばらの女房をむかへにつかはしたりしに、曉に成てまうで来しかば

四四二 ことしげきおほ宮人をまぢまちて あふ程もなく明るしのよめ
も、「宮ばらの女房」とはあるが、歌にこの女房のことを「おほ宮人」呼んでいるから、「宮腹」である「女房」と見てよい。ちなみに、川田順氏は、この歌について、

宮腹とは「皇女ノ御子ヲ生ミ給ヘルコト、又、ソノ御子」と大言海にある。平安朝には独身の皇女が多かつた。齋宮や齋院は勿体ないけれども、その他の高貴の婦人で、父を世間に頼り得ない子供を生むことは珍しくなかつた。当り前のことである。頼政は、さような女兒で年頃になり宮中の女房になった人とねんごろにしたのだ。³⁴

と述べておられる。少々くだけた述べ方ではあるが、氏は、「宮腹」である「女房」について考える上での重要な点を指摘しておられる。但し、頼政が「宮輩」に仕える「女房」を「おほ宮人」と大袈裟に洒落れた可能性も、無いわけではないが、いま一つの例は、

和歌所に人々あつまりて、夜もすがら歌よみ連歌などしてあそばれ侍しに、隣なりけるをきな、
たびくよばれければまいりて、人なみくまじろひ侍に、ある宮ばらの女房二三人を、ひき
物のうちにすへて、おなじく連歌しなどして、いまよりはながくしる人にせんなど申かたらひ
て、夜もやうく明がたに成しかば、まかりかへりて後、二三日ばかりありて、一人がもとへつ
かはしける

六五九 君にあひてかへりにしよりむかしせし 恋にさにたるものをこそ思へ
返し

六六〇 われはいさむかしもしらずあさかりし 名残はそれに始てぞおもふ
それをきまていまひとりの女房、さにといふ事をいまくしがりて

六六一 かくしあらばはやそげなましそのかみの 恋にはさにぬわが物おもひ
かへし

六六二 などやささはさになると聞しいにしへを いとひけるさへいまは恋しき

というものである。「ある宮ばらの女房二三人」というのは、「宮輩」に仕えた「女房」が「二三人」の意である。「宮輩」が男性か女性かはわからない。以上のように、『頼政集』の場合は、「宮腹」である「女房」と「宮輩」との、双方が認められるのである。

有房（生没年未詳、源師行の男）の『有房中将集』に見える「みやばら」の例は、

古みやばらに、女房あまたしてはなのうたどもよまれけるに、心ならずまいりあへりしを、やがて、よきおりなり、かさねよとせめられて、にはかによみてまいらせてのち、のこりのうたゆかしきよし申せば、ねうばうのなかり

九三 みればみなのはなのだてのことはを かきあつめつゝいかゞちらさん

返し

九四 きみだにもはなのだてといふならば わがちらしけむことぞくやしき³⁵

というもので、別系の『有房集』にも、ほぼ同文で載る（三六三・四番）。男性・女性の別も、「宮腹」かも、分明ではないが、敬語が用いられている点は留意してよい。おそらく「宮輩」であろう。

実は、当面の問題の『山家集』にも、「みやばら」の語が見えるのである。それは、

あるみやばらにつけてつかふまつりける女房、よをそむきて、みやこはなれて、とをくまからんとおもひたちてまいらせけるにかはりて

七五五 くやしきはよしなき君になれそめて いとふみやこのしのばれぬべき
という歌である。この「みやばら」は、敬語表現から見て、「宮輩」であろう。³⁶ 男性か女性かは不明である。

ちなみに、この歌は、『山家心中集』（妙法院本三二〇番）には『山家集』とほぼ同文の詞書で載り、『西行上人集』（李花亭文庫本四五〇番）には「世のがれて、都を立はなれける人の、ある宮ばらへたてまつりけるに、かはりて」と、『山家集』と同じ事情の詞書で載る。『別本山家集』（八〇三番）では、「世をのがれて後、都を立はなれて人につかはす」と、「みやばら」への代作ではない。『玉葉集』に入集したこの歌は、「ある所にみやづかへし侍りける人、世をそむきて都はなれてとほくまかりけるにかはりて読み侍りける」という詞書にな

っている。³⁷『山家集』に極めて似るこの詞書に「みやづかへし侍りける人」とあるのは、撰者が「みやばら」を「宮輩」と解釈して、こう言い換えたのであろう。

西行の同年代の人々の家集に数多く見える「みやばら」について検討した。その結果、『清輔集』と『頼政集』とに「宮腹」の女性であることが間違いない例が見られたが、その他は、「宮輩」であるとも「宮腹」であるとも、いずれとも分明でないものばかりで、確定できなかった。又、「宮輩」であれ「宮腹」であれ、男性・女性の別も判明しなかった。『覚綱集』の六六番の「ある宮ばら」についても、事情は同じである。ただ、年代が少々早い『忠盛集』の「ある宮原」以外は、「宮輩」は宮輩で、「宮腹」は宮腹で、それぞれ同一人である可能性がある。現在の私どもには不明であるが、当時の人々には、「あるみやばら」といえば直ちに或る固有名詞が頭に浮かんだのではあるまいか。そう推測される程、「あるみやばら」という例が、当時の私家集には数多く見られるのである。『覚綱集』に言う「ある宮ばら」と『山家集』七五五番に言う「あるみやばら」とが同一人物であることは、十分ありうるのである。

△六△

前節の検討を通じて明らかになったように、『覚綱集』に言う「宮ばら」は、「宮輩」であるのか「宮腹」であるのか、又、男性であるのか女性であるのか、判然としない。従って、「ある宮ばら」の追及は、西行と同時代の全ての皇子・皇女・皇女の子が対象になる。以下の本節においては、その「宮ばら」を、追及してみたい。まず、「宮輩」の男性つまり皇子を探ることにする。次に掲げる表が、西行の生きた年代の直前から直後までの皇子の一覧である。皇子の系譜や履歴を示す資料は多いが、ここでは、『本朝皇胤紹運録』³⁸の記載を中心に、諸資料や諸補任等で補なって掲げてみる。

「宮輩」を西行や覚綱との関連で追及するには、生没年の吟味は欠かせない。又、帝位に即くと「宮」の呼称は不適切になるわけで、この吟味も欠かせない。即位の年を示す所以である。僧侶の場合、出家の年の他に、延暦寺・三井寺・仁和寺の所属寺院の別も掲げる。前述のごとく、覚綱については「山」「仁」の点で問題が残る

君仁親王

康治二(一一四三)

号痿王

後白河院

大治二(一一二七) | 建久三(一一九二)

久寿二(一一五五) 即位

本仁親王 仁

大治四(一一二九) | 嘉応元(一一六九)

改覚性 法親王

保延元(一一三五) 入寺

近衛院

保延五(一一三九) | 久寿二(一一五五)

永治元(一一四一) 即位

道惠法親王寺

長承元(一一三二) | 仁安三(一一六八)

号法性寺座主

久安二(一一四六) 出家

覚快法親王山

長承三(一一三四) | 養和元(一一八一)

元暦二(一一八五) 大僧都

最忠法親王山

出家 空性

崇徳院

重仁親王

保延六(一一四〇) | 応保二(一一六二)

号宮法印

僧 元性 仁

後白河院

二条院

康治二(一一四三) | 永万元(一一六五)

号高倉宮

保元三(一一五八) 即位

以仁王

仁平元(一一五一) | 治承四(一一八〇)

仁安三(一一六八) 即位

高倉院

永暦二(一一六二) | 治承五(一一八一)

号北院御室

保元元(一一五六) 入寺

守覚法親王仁

久安六(一一五〇) | 建仁二(一一〇二)

円惠法親王寺

寿永二(一一八三)

号八条宮

寿永二(一一八三) 法印大僧都

定惠法親王寺

仁安三(一一六八) | 建久七(一一九六)

号鳥羽宮

静惠法親王寺

建仁三(一一〇三)

号聖護院大宮

承仁法親王山

嘉応元(一一六九) | 建久八(一一九七)

道法法親王

仁安元(一一六六) | 建保二(一一一四)

号後高野御室

二条院

六条院

長寛二(一一六四) | 安元二(一一八六)

永万元(一一六五) 即位

僧 尊惠

長寛二(一一六四) | 建久三(一一九三)

号狛宮

以仁王

僧 真性 山

仁安二(一一六七) | 寛喜二(一一三〇)

号書写宮

寿永二(一一八三) 法眼

僧 道尊 仁

安元元(一一七五) | 安貞二(一一二八)

号西院

僧 法円 寺

世称還俗宮

僧 仁譽 寺

寛喜二(一一三〇)

高倉院	安徳天皇	治承二（一一七八）	—	文治元（一一八五）	治承四（一一八〇）即位
後高倉院	治承三（一一七九）	—	貞応二（一一二二）	—	建暦二（一一二二）出家
後堀河院	建暦二（一一二二）	—	文暦元（一一三四）	—	承久三（一一二二）即位
尊性法親王山	建久五（一一九四）	—	延応元（一一三九）	—	号綾小路宮
道深法親王仁	建永元（一一〇六）	—	建長元（一一四九）	—	号光台院 号開出院御室

先ず、帝位に即いた人は、「宮輩」「宮腹」から除外してよからう。次に、西行の生年（天永元年一一一八）以前に没した実仁親王・敦文親王・覚行法親王、西行の幼時に没した輔仁親王、西行の生前あるいは幼時に出家している覚法法親王・聖恵法親王・僧行慶・僧円行・僧信證・最雲法親王・本仁親王も、除外できる。幼逝した通仁親王は問題あるまい。こう辿ると、生没年や出家の年が明確ではない人だが、僧静證・僧仁操・僧行恵・僧寛暁も、状況が似ており、除外できよう。また、西行の没年（文治五年一一八九）以後に誕生した道深法親王・尊性法親王、西行の没時のごく幼かった僧道尊とその弟の法円・仁誉、幼くして出家した僧真性・定恵法親王・守覚法親王・覚快法親王等も、宮輩から除外してよい。こう辿ると、僧尊恵・道法法親王・承仁法親王・静恵法親王・円恵法親王なども、生没年や出家の年は不明ではあるが、これらの人々と似た状況にあり、除外してよからう。崇徳院の子の元性は、『山家集』に「宮法印」の名で載り、西行と交流があったことがわかるが、『山家集』七五五番に言う「あるみやばら」ではないことは、明瞭である。

消去法によって、宮輩の男性を吟味した結果、輔仁親王の子の源有仁、鳥羽院の子の君仁親王・道恵・最忠兩法親王、崇徳院の子の重仁親王、後白河院の子の以仁王の六人が、消去できずに残った。「ある宮ばら」が「宮輩」であるならば、その宮輩は、このあたりの人に絞れると思う。特に、鳥羽院の皇子あたりに集中している点は注目されてよい。

次に、「宮輩」の女性あるいは「宮腹」つまり皇女の子を探る為に、皇女を吟味する。次に掲げる表が、皇女の場合と同様、『本朝皇胤紹運録』を中心に諸資料によって皇女を整理したものである。川田氏の御指摘のように、齋院・齋宮であったか否かの吟味は重要である。それに、准后・准三后となったか否かも、「みやばら」の

吟味には欠かせまい。

父 皇女名

齋齋准准
院宮后三

生年

没年

その他・呼称等

卜任等の年

後朱雀院

良子内親王

娟子内親王

祐子内親王

祿子内親王

正子内親王

後三条院

聡子内親王

俊子内親王

佳子内親王

篤子内親王

白河院

郁芳門院媿子

善子内親王

令子内親王

禎子内親王

恂子内親王

宮子内親王

輔仁親王

守子女王

怡子女王

堀河院

悰子内親王

喜子内親王

懷子内親王

鳥羽院

禧子内親王

宮三

院

三

院

院

后

宮

院

院后

宮三

宮后

院三

院后

宮

院

宮

院

宮

院

院

長曆三(一〇三九)

長元元(一〇三三)

長治二(一一〇五)

嘉保三(一一〇九)

永承五(一一〇五)

治曆二(一〇六六)

天承二(一一三二)

天承元(一一三二)

承暦元(一〇七七)

天養元(一一四四)

永保元(一一〇八)

天仁元(一一〇八)

天永二(一一一一)

康和元(一〇九九)

保元元(一一五六)

保元元(一一五六)

應保二(一一六二)

長承二(一一三三)

承暦元(一〇七七)

天承元(一一三二)

一品

狂齋院

三品

六条齋院

押小路齋院

一品

二品・樋口

二品・富小路

堀河院時中宮

六条齋宮

皇后・鳥羽准母

枇杷齋院

樋口齋院

清和院

伏見齋宮

北小路齋院

大宮齋院

大宮齋院

大宮齋院

一品宮

保安六(一一二〇)

長承二(一一三三)

保安四(一一三三)

仁平元(一一五一)

(皇胤系図・皇代記等ニハ不載)

	上西門院統子	大治元（一一二六）	↓	文治五（一一八九）	（本桐子）
	妍子内親王	宮后		応保元（一一六一）	吉田斎宮
	叡子内親王	后		保延元（一一三五）	↓
	久安四（一一四八）			保延三（一一三七）	↓
	建曆元（一一二一）	内親王		永治元（一一四一）	↓
	安元二（一一七六）	二条院后		承安元（一一七一）	
	頌子内親王	院			
	詢子内親王	院后			
	姫宮（綾雲）			建久六（一一九五）	高陽院姫宮・双林寺姫宮・阿夜御前
	姫宮				
後白河院	殷富門院亮子	宮		久安三（一一四七）	↓
	建保四（一一二六）			皇后宮・安德准母	
	式子内親王	院三		建仁元（一一〇一）	高倉宮
	好子内親王	宮			平治元（一一五九）
	休子内親王	宮		保元二（一一五七）	↓
	承安元（一一七一）			堀川宮	
	承安二（一一七二）				
	惇子内親王	宮			
	宣陽門院	后		建久四（一一九三）	↓
	建長四（一一五二）			嘉應三年依病退下	嘉應元（一一六九）
二条院	繕子内親王	院			
後高倉院	式乾門院利子	宮		建久七（一一九七）	↓
	建長三（一一五一）			皇后宮・四条准母	
	安嘉門院邦子	宮		承元三（一一〇九）	↓
	弘安六（一一八三）			皇后宮・後堀川准母	
	寛元三（一一四五）			押小路宮	延応二（一一四〇）
	延下			皇太后宮	
	能子内親王	宮			
	本子内親王				
	有子内親王				

「宮輩」の皇女と、「宮腹」の子の母の皇女では、吟味の在り方が異なるはずである。そこで、最初に、「宮輩」の皇女としての「みやばら」を探ってみることにする。

郁芳門院・上西門院・八条院・殷富門院・宣陽門院・式乾門院・安嘉門院の諸門院は、除外してよい。高松院

は『覚綱集』にその名が見え、除外は当然である。次に、西行の誕生以前に没している後朱雀院皇女―正子内親王もこれに含めてよい―、西行没後に生れた後高倉院皇女、西行のごとく幼時に没している後三条院皇女―佳子内親王・篤子内親王もこれに含めてよい―や白河院皇女の善子内親王・恂子内親王や鳥羽院皇女の禰子内親王、幼逝している叡子内親王・休子内親王―その妹の惇子内親王も休子の翌年に没しており、幼逝である―等も除外できる。又、西行の幼い頃に卜仕した守子女王・怡子女王・憬子内親王も、覚綱や西行が「みやばら」と呼んで交流できる皇女ではなからう。

こう見ると、白河院の皇女で残る令子・禎子・宮子内親王や二条院の皇女も事情は似ており、『覚綱集』に言う「ある宮ばら」が宮輩の皇女であるなら、それは、堀河院・鳥羽院もしくは後白河院の皇女で斎院や斎宮にならなかつた人か、斎院・斎宮に卜仕する以前の皇女ということになる。中でも、鳥羽院皇女の妍子・頤子・詢子の三内親王か二人の姫宮、あるいは、後白河院皇女の式子・好子の二内親王、このあたりに絞れそうである。

「宮ばら」が「宮腹」であるのなら、事情は少々異なる。「宮腹」は、資料条件が悪く、その追及は不可能で、その「宮腹」の母である皇女を追及するに止めざるをえない。

「宮腹」は、川田氏が言われるように斎院・斎宮であった人や准后・准三后となった人の子女はまず考えられない。それに、問題の「宮ばら」は、『覚綱集』の七六番にあるように、歌や連歌の会を催しているから、ある程度の年齢であるはずで、従って、その宮腹の母の年齢は、少なくとも四十は越えていると見るべきである。こう考えると、先程「宮輩」の皇女の検討では可能性ありとした後白河院皇女では、「宮腹」の母としては年齢が若過ぎる。こちらは、鳥羽院皇女が下限ということになる。もっとも、諸皇女に子女があったことを示す証拠価値の高い証拠がない現在、確定的なことは言えないのだが。

「ある宮ばら」について、「宮輩」の皇子・「宮輩」の皇女・「宮腹」の母の皇女という三つの可能性に関して検討を加えてみた。その結果、この人以外には考えられないとまで言える皇子・皇女は指摘できなかった。しかし、注目される事柄がある。それは、「ある宮ばら」が「宮輩」であれ「宮腹」であれ、鳥羽院の子女の中に、消去できない人物が幾人もあったという事実である。いまま少し、この点について、検討してみることとする。

先ず、『本朝皇胤紹運録』によって、鳥羽院の子女をすべてについて示してみる。

第七十五代 崇徳院

通仁親王 母待賢門院璋子 白河院猶子 公実卿女

君仁親王

母同

後白河院

母同

第七十七代 仁

本仁親王（寛性） 母同崇徳

第七十六代 近衛院

道惠法親王 母皇后（美福門院）得子 贈左大臣長実女

寺 道惠法親王

山 寛快法親王 母女房美乃 八幡别当光清女

山 最忠法親王

母同

山 禮子内親王

母同

上西門院統子

母同崇徳

妍子内親王

母三条局 家政卿女（吉田斎宮）

叡子内親王

母同近衛

八条院障子

母光清法印女

高松院妹子

母左大臣実能公養女（冷泉姫宮、春日姫宮）

頌子内親王

母同上西

詢子内親王

母光清法印女（阿夜御前、双林寺姫宮・綾雲尼）

姫宮

母中納言実衡卿女

姫宮

母同

先程の宮輩や宮腹の検討を通じて、鳥羽院の子女の中で消去できなかったのは、君仁親王・道惠法親王・最忠

法親王・妍子内親王と双林寺姫宮等二人の姫宮である。ここで、注目されるのは、その中の道惠法親王と双林寺

姫宮綾雲の母が、「美乃」と呼ばれる八幡别当光清の娘であって、寛快法親王と高松院妹子の母もこの人である

という事実である。

稿者が何故にこの美濃（美乃）腹の人たちに注目するのかという点と、覚綱はその中の高松宮との交流があったように、宮主催の歌合に出詠しているからである。『覚綱集』によれば、

高松宮の歌合に、雨中草花といふことを

三一 たび衣みのはづるゝそでのうへを わりなくすれるはぎが花ずり

高松宮歌合に、関をへだつる恋を

四八 身のうさをこゝろづくしにかきやりし ふみをばとをせもじのせき守

とある。「高松宮歌合」とは、安元元年（一一七五）七月二日に行われた、『高松女院妹子内親王歌合』をさし、証本は現存しないが、書陵部本『有房集』・『建礼門院右京大夫集』・前田本『親宗集』等にこの歌合の歌が収められているのである。宮と覚綱は互いに知己の間柄であったと見てよい。また、前掲『尊卑分脈』でも分かるように、覚綱の従兄弟の範宗が、その高松宮の藏人を勤めていたことも併せてよい。こう迎ると、覚綱と美濃腹の鳥羽院の子女とは、高松宮を接点として、繋りがあると考えられるのである。

犬 井 善 壽
この美濃腹に関連して、『今鏡』の『御子たち』の、次のような記述が注目される。⁴⁰

鳥羽の院の宮は、女院二所 待賢・美福 の御腹の外に、三井寺の六の宮 道恵 山の七の宮 覚快とおはしますなる。御腹 美濃 石清水の流れとなむ聞き奉る。俊頼の撰集に、鹿の歌など入れて侍る、光清法印とかいひけむ別当の娘となむ。小侍従など聞ゆるは、小大進が腹にて、これは前のはらからなるべし。

白河の院の御時より、近く侍ひて、鳥羽の院には、御子あまたおはしますなるべし。またその同じ腹に、阿夜御前と聞えさせ給ふ、御髪剃して、双林寺といふ所にぞおはしますなる。寺の宮 道恵 は、一年失せ給ひにけり。山の 覚快 は、法印など申し、親王になり給ふとぞ。

鳥羽院の子女の内、八幡別当光清女美濃腹の人々について記した部分である。高松宮が、

また勢賀院の姫宮、斎院の姫宮、高松の宮など聞えさせ給ふもおはしますなるべし。鳥羽の院の宮たちは、男女、后腹、たゞのなど取り加へ奉りて、男宮八人、女宮八九人ばかりおはしますなるべし。

と、この章の末尾に、美濃腹の子女とは別に記されているのが少々気にかかるが、とにかく、鳥羽院の美濃腹の子女が特記されていることは、注意しておいてもよからうと思う。

「みやばら」が「宮輩」であれ「宮腹」であれ、鳥羽院の子女の、美濃腹の系譜の人である可能性があるのである。稿者は、中でも、双林寺姫宮綾雲尼に最も注目する。というのは、この皇女は、内親王にもならず、斎院・斎宮にもならず、当然、准后・准三后の扱いも受けず、出家して双林寺に籠った人で、皇女としては薄幸だからである。「ある宮ばら」と名前を秘して呼ばれるのは、さような人物であるからだろうと考えるのである。⁴¹

『覚綱集』の六六番の詞書に見える「ある宮ばら」を、「宮輩」と見、鳥羽院の美濃腹の子女、特に、双林寺姫宮綾雲尼あたりではないかと推測したわけであるが、実は、このあたりの人々は、西行とも繋りがかなりあるからでもある。その辺のことを、少々補っておきたい。

覚綱は、前述のとおり、鳥羽院皇女の高松宮と交流があった。また、『今鏡』にあるように、高松宮の母美濃は小侍従と腹違いの姉妹であるわけだが、覚綱は、その小侍従の娘大宮左衛門佐とも交流があったことが、『覚綱集』に載る次の歌によって明らかである。

小侍従のむすめ大宮の左衛門のすけ、あるところにて物がたりせしを、なさけあるゆかりはきき、
どころはべるかなとおもひて、歌やよみたまふと申たりしかば、歌よむべき身にはあらぬよし侍
て、たれとてかくは（と）申しかば

七一　しのぶればそのみなかみはいはしみず　さりとながれのたえむものかは

一方、西行の方を見ると、まず、前掲の『台記』や『尊卑分脈』に記されているように、西行は鳥羽院の北面武士であった。また、小侍従と交流があったことが、『山家集』に、

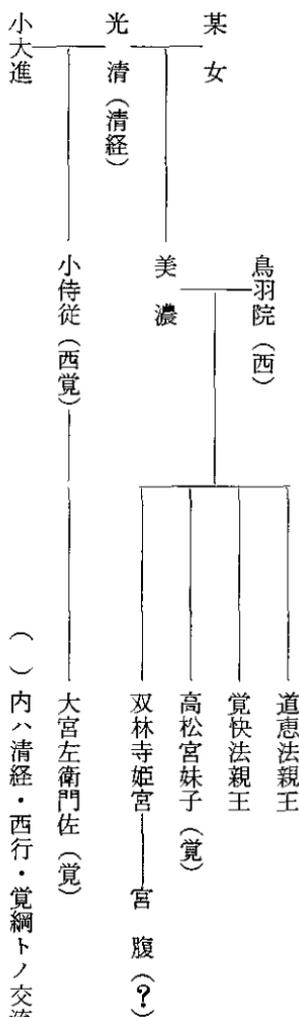
院の小侍従、例ならぬ事大事にふししづみて、とし月へにけりとときこえてとぶらひにまかりたり
けるに、この程すこしよろしきよし申て、人にもきかせぬ和琴のてひきならしけるをききて、

九二二　ことのねになみだをそへてながすかな　たえなましかばと思ふあはれに

返し

九二三 たのむべきこともなき身をけふまでも なにゝかゝれる玉のをならん
 という贈答が載ることで、明らかである——もつとも、この贈答歌は、問題の「風わづらひける人」との贈答歌に
 続いて載るもので、後に少々検討することになる。それに、西行の母方の祖父堅物清経は、『長秋記』に見た
 ように、美濃や小侍従の父八幡別当光清等の船に乗って船遊びを楽しんでいたのであるから、光清とは知己の間
 であったと見てよい。

要するに、覚綱と西行とは、八幡別当光清を接点として、繋りがあるのである。勿論、直接の交友関係があつ
 たか否かは判然としないが、これを、光清を軸に系図にして示すと、



() 内ハ清経・西行・覚綱トノ交流ヲ示ス。

ということになる。これ程の緊密な繋りがあるわけであるから、『覚綱集』の六六番にいう「ある宮ばら」と
 『山家集』の七五五番にいう「あるみやばら」とが同一人物であるなら、この双林寺姫宮綾雲尼あたりにその人
 を絞ることも、あながち無謀ではあるまい。ちなみに、西行は、

野辺寒草と云ことを、双林寺にてよみけるに

五〇六 さまざまに花さきけりと見しのべの おなじいろにもしもがれにける (『山家集』)

双輪寺にて、松河にちかしといふことを人々のよみけるに

二五一 ころもがわみぎはによりてたつなみは きしのまつがねあらふなりけり (『聞書集』・『夫木抄』一)

て、その歌題や配列を吟味し、問題の贈答歌の『山家集』における意味を吟味する。併せて、『覚綱集』所載歌の『月詣集』入集状況と西行歌のそれとの関わりについて検討する。以上とこの「上」とを併せて、『山家集』の本文における問題の贈答歌の持つ意義を考えることになる。

(注)

- 1 『山家集』の引用は、陽明文庫蔵本を底本とする『私家集大成 中世Ⅰ』（昭和四九年七月刊）による。濁点稿者。
- 2 『校訂西行法師全集』（大正一一年七月刊）の該当歌の頭注。
- 3 久保田淳氏編『西行全集』（昭和五七年五月刊）による。諸集について、それぞれ若干の写本・版本を調査した。
- 4 調査した私撰集は、『後葉集』『統詞花集』『月詣集』『玄玉集』『御裳濯集』『万代集』『秋風集』『雲葉集』『閑月集』『拾遺風躰集』『夫木抄』『治承三十六人歌合』『百人一首』『目讀歌』『歌枕名寄』『一品経和歌懐紙』。
- 5 寺沢行忠氏が、この本は「贈答歌における他人詠に、しばしば版本にはない作者名を記している」と指摘しておられる（『山家集伝本考』・『斯道文庫論集』第十八輯・昭和五六年三月）。
- 6 『覚綱集』の引用は、宮内庁書陵部蔵本を底本とする『私家集大成 中古Ⅱ』（昭和五〇年五月刊）所収による。
- 7 『増補 史料大成 台記』による。
- 8 『西行』（昭和一四年一月）の「西行評伝」の章。
- 9 「西行の係累」（『日本歴史』昭和五三年四月。日本文学研究資料叢書『西行・定家』昭和五九年一二月刊、再録）
- 10 日本古典文学大系『和漢朗詠集梁塵秘抄』（昭和四〇年一月刊）所収『梁塵秘抄口伝集』による。
- 11 堀部正二氏が「西行と蹴鞠」（『中古日本文学の研究』昭和一八年一月刊、所収。日本文学研究資料叢書『西行・定家』昭和五九年一二月刊、再録）において指摘された。
- 12 人物叢書『西行』（日崎徳衛氏著）一九ページ所掲の写真による。
- 13 『増補 史料大成 長秋記 一』による。
- 14 同氏著『西行の思想史的研究』（昭和五三年一月刊）においても、同趣旨の御発言がある。
- 15 『平安朝歌合大成 八』所収「四三〇（治承四年五月以前）三井寺山家歌合」による。
- 16 『五十首引僧綱補任 僧歴綜覧』（昭和五二年七月刊）により、『大日本仏教全書』により確認。

- 橋本不美男氏解題担当。昭和二十七年八月刊。
- 17 「寿永百首について」（『和歌文学研究』第三号、昭和四九年六月）
- 18 『私家集の研究』（昭和四一年一月刊）所収「第五章（付）賀茂社奉納百首歌集について」
- 19 『平安後期歌人伝の研究』（昭和五三年一〇月刊）の「第六章 寿永百首家集をめぐって」
- 20 「西行の人と歌」（『日本絵巻物全集』第一巻・昭和三十三年三月刊、所収。「谷山茂著作集 五」昭和五八年一二月刊、再録）
- 21 古典文庫『未刊 中世歌合集 上』所収「治承三十六人歌合」（昭和三四年三月刊。『谷山茂著作集 四』（昭和五八年九月刊、再録）。「平経盛とその家集」（『国文学言語と文芸』昭和三四年三月。『谷山茂著作集 六』（昭和五九年一月刊）に、「平経盛と経盛集」の題で再録）
- 22 『山家集』所載西行歌一首存疑（上・下）」（『文芸・言語研究』六・七、昭和五六年一月・五七年一月）
- 23 「学界時評・中世」（『国文学』昭和五八年八月号）
- 24 「学界展望 中世文学」（『国文学年鑑 昭和五七年』昭和五九年三月刊）
- 25 「中世の文学 歌論集 一」（昭和四六年二月刊）所収『歌仙落書』（底本、群書類従本）による。
- 26 調査伝本は、六家集版本・書陵部蔵甲本・米沢図書館蔵本・三手文庫蔵本・書陵部蔵乙本・京都大学国文研究室蔵本・京都大学附属図書館蔵本・筑波大学附属図書館蔵本・書陵部蔵丙本・中田光子氏蔵本。
- 27 「書写性本文変化」「著作性本文形成」の語の定義については、拙論「『平家物語』の「語り」と「読み」（『軍記と語り物』第一号、昭和四九年一〇月）を御参照ありたい。
- 28 昭和五七年四月刊。
- 29 『私家集大成 中世Ⅰ』所収『林下集』（底本、慶応義塾大学図書館蔵本）による。
- 30 『私家集大成 中古Ⅱ』所収「忠盛Ⅱ」「忠盛集」（底本、谷山茂氏蔵本）による。
- 31 『私家集大成 中古Ⅱ』所収「清輔朝臣集」（底本、書陵部蔵本）による。
- 32 『私家集大成 中古Ⅱ』所収「源三位頼政集」（底本、龍門文庫蔵本）による。
- 33 『源三位頼政』昭和三十一年一〇月刊。
- 34 『私家集大成 中古Ⅱ』所収「有房中将集」（底本、書陵部蔵本）による。
- 35

36 「宮腹」とする説が多いが（日本古典文学大系・新潮古典集成・『西行法師全歌集総索引』等）、「宮輩」と解する説もある（日本古典全書）。

37 『新編国歌大観 勅撰集編』による。

38 『群書類従』巻第六十所収『本朝皇胤紹運録』（完成会刊本）による。

39 『平安朝歌合大成 八』所収「三九八 高松女院妹子内親王歌合雜載」に指摘がある（昭和四〇年四月、初版）。

40 日本古典全書『今鏡』（昭和二五年二月刊）による。

41 ちなみに、『千載集』九七三番に、「賀茂のいつきかはりたまうてのち、からさきのはらへ侍りけるまたの日、さうりんじの御ごのもとより、きのふなにごとか、など侍りける返事につかはされ侍りける」という詞書のもと、式子内親王の歌が載る。賀茂齋院の交代さえ知らない生活をしていた綾雲尼なのである。

（付言）本稿の骨子は、筑波大学日本文学会例会（昭和六一年六月七日）において、同題で、口頭報告した。席上、伊藤博・谷脇理史両氏をはじめ参会者諸氏より、多くの御教示を得、本稿において、基本的なところで、口頭報告の不備を正すことができた。記して御礼申しあげる。